

3-3. 防災機能の向上

(1) 現況と課題

本町では、市街地に人口が集中し建物の高層化が進んでいる一方、住宅の老朽化も見受けられるようになり、災害発生時の被災状況は深刻化することが予想されます。その一方で、防災の担い手となる消防団や地域自主防災組織は、高齢化が進んでいます。

町民の生命、財産を守るため、平成8年9月に策定された地域防災計画を現状に合わせて見直すとともに、総合的な防災体制の整備や防災意識の高揚を図ることが必要です。大規模な地震や風水害等を具体的に想定し、崩落危険箇所や河川氾濫地域などをあらかじめ調査し、その危険性を住民に正確に伝えるとともに、消防防災施設や装備を計画的に配置する必要があります。

また、大規模な災害時には、道路、電気、水道、通信網等のライフラインが分断される可能性があります。このため、被災者救出や生活維持には、住民や地域の協力が不可欠になります。それには、平常時から消防団や婦人防火クラブ等の地域自主防災組織の育成強化、防災ボランティアの組織化、防災訓練の実施、町内の被災状況を迅速に把握し周知する防災行政無線の有効利用など、地域と連携した防災体制の強化が必要になります。さらに、県の地域防災計画において大規模災害発生時の災害対策本部施設として位置付けられている役場本庁舎の機能強化に加え、町として新たに各小学校避難所（6ヶ所）を災害対策拠点施設（防災拠点）として整備し、ソフト・ハード両面から防災機能の向上を図る必要があります。

(2) 5年間の政策目標

- ①防災計画、防災体制が整ったまちを実現します。
- ②防災施設、防災設備が充実したまちを実現します。

(3) 施策

3-3-1. 防災体制の強化

万一の非常事態を想定し、防災対策本部としての機能を保持するため役場本庁舎の耐震補強工事を行い、行政が保有する情報の維持・確保に努めるとともに、情報発信機能を確保することにより、有事に備えます。さらに、町内の避難所として、小・中学校を中心に16箇所指定していますが、そのうち、各小学校避難所（※）を防災拠点施設と位置付け、食料品等の備蓄体制を、現在の集中型備蓄管理から分散型の備蓄管理とします。この移行を進めることにより、迅速な初動体制の確保や、食料品等の早期配給とリスクの分散を図ります。

そして、一部消防団詰所の耐震診断を実施して耐震補強を行うとともに、貸与車両の計画的な更新、防災行政無線、防火衣、消防ホース等の消防団装備の充実を図ります。

また地域自主防災組織の結成を支援し、防災関係機関団体による防災訓練、火災予防の広報活動を通じ防災・防火意識の啓発に努めます。

（※ 今後10年間に、地域自治・住民自治を確立するための取組みとして、町内6つの小学校の区域を単位として行政区連合体を組織化する予定です。各小学校避難所を防災拠点施設と位置付け、この行政区連合体を活用した防災の取組みを進めます。）

| 指標 | 平成16年度 | 平成22年度 |
|------------------------|--------|--------|
| 防災拠点施設整備箇所数 (単位：箇所) | 0箇所 | 6箇所 |

【事業】

- 防災体制の強化
 - ト 地域防災計画推進費
 - ト 防災思想普及啓発費
 - ト 消防施設整備事業費
 - ト 防災拠点施設整備費
 - ト 災害備蓄品整備費
 - ト 防災情報ネットワーク整備費
 - レ ハザードマップ*整備費

【関連施策】

1-1-5 公園整備 5-3-1 地域協働団体等の育成と支援 6-1-2 住民協働推進計画の策定と運用

3-3-2. 急傾斜地崩壊及び河川氾濫防止

県と協力して町内 11箇所の急傾斜地崩壊危険箇所に関する調査を実施し、危険度に応じた対策を行います。また、水防等のハザードマップ*を作成して、災害に対する注意を喚起します。

(4) 効率化目標

①整備コストの削減

消防団等の保有施設、装備品の現有調査を行い、今後の整備計画の費用対効果を検討するとともに、適切な維持管理を行うことで耐用年数を延伸させ、全体的な整備コストを削減します。

(5) サービス向上目標

- ・地域防災計画をホームページに掲載します。（分野毎の承認及び県承認後）
- ・水防等ハザードマップ*をホームページに掲載します。（県土木サイド基準制定後、作成）
- ・防災行政無線（同報系）の周知補完方法の検討を行い実施します。
- ・ホームページや携帯電話のメール機能を活用し、従来の放送の他、個人宛に情報を配信します。併せて情報通信技術を利用した情報の収集方法や住民向け広報を検討します。
- ・町広報の利用や町ホームページを活用し、災害時の避難場所等の周知徹底を図ります。